

令和6年12月

保護者の皆様へ

日光市教育委員会
日光市立今市第三小学校

学校において予防すべき感染症について（お願い）

日頃より、学校教育、感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

学校は、集団生活の場であることから、感染症の拡大を防止する必要があります。

マイコプラズマ感染症の流行を受けて、取扱いを整理しましたのでお知らせします。マイコプラズマ感染症は、今まで回復後に登校する際には医療機関で記入する「意見書」の提出をお願いしていましたが、今後は保護者様ご記入の「登園・登校届」の提出をお願いすることに変更いたします。

また、医療機関で以下の感染症と診断（疑いを含む）された場合は、速やかに学校に連絡してください。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 欠席の取扱いについて

感染症拡大防止のため、**出席停止**となります。（出席停止とは、欠席扱いとされないお休みのことです。治療に専念してください。）

2. 回復して登校するときは

出席停止となった後、回復して登校する際には、感染症の種類により、（1）または（2）の書類を提出してください。

（1）「登園・登校届」（保護者が記入）

【感染症と出席停止解除の基準】

溶連菌感染症	抗菌薬服用後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が喪失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し期限が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過したこと
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過したこと

（2）「意見書」（医師が記入）

医師により感染のおそれがないと認められるまで出席停止となります。

麻しん（はしか）	流行性角結膜炎
風しん	百日咳
水痘（みずぼうそう）	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26等）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	急性出血性結膜炎
結核	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
咽頭結膜熱（プール熱）	その他